

# 医療情報取得加算に関する掲示

当センターは、患者さんの薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して、質の高い医療の提供に務めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、診療報酬を下記のとおり算定いたします。

区分	点数
初診時	1点
再診時 (3カ月に1回)	1点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず。

正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用に御理解・御協力をお願いします。